

議第24号

呉市税条例等の一部を改正する条例の制定について
呉市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市税条例等の一部を改正する条例

(呉市税条例の一部改正)

第1条 呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第14条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加える。

第2条 呉市税条例の一部を次のように改正する。

第11条の3中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第12条各号列記以外の部分中「第49条」の次に「、第68条の5第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第87条第1項」を「第68条の5第1項の申告書、第87条第1項」に改める。

第28条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第67条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、法第442条第3号に規定する軽自動車等(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第67条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第67条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者

等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第68条の2(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第68条の8とし、第68条の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第68条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第68条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第68条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第68条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第68条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第68条の7 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第78条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、市長が別に定める。

第69条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、」を削り、「対し」を「対して課する種別割の税率は」に改める。

第70条(見出しを含む。)及び第72条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第75条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第67条第2項」を「第67条の2第1項」に改める。

第76条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第67条第2項」を「第67条の2第1項」に改める。

第77条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第78条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「身体障害者福祉法」の次に「(昭和24年法律第283号)」を加え、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第77条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第79条第2項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第13条の2の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第13条の4 市長は、当分の間、第68条の7の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三

輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条の5 第68条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第13条の6 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の7 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第68条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第68条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第14条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項から第4項までを削る。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第3条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和33年呉市条例第26号)の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条及び第2条第4号中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第3条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「対する軽自動車税」を「対して課する種別割」に改める。

第4条の見出し中「軽自動車税の」を削り、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第5条の見出し中「軽自動車税の」を削り、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

別表第1中「軽自動車税証紙」を「軽自動車税(種別割)証紙」に、「Light Automobile Tax Stamp」を「Light Automobile Tax (Category Base) Stamp」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中呉市税条例附則第6条の3の2の改正規定 公布の日

(2) 第1条中呉市税条例附則第14条の改正規定 平成29年4月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の呉市税条例（以下「31年新条例」という。）

第28条の4の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の呉市税条例附則第14条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

3 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(呉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 呉市税条例等の一部を改正する条例（平成26年呉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

(呉市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 呉市税条例の一部を改正する条例（平成27年呉市条例第45号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第7項の表第12条第3号の項中「第87条第1項」を「第68条の5第1項の申告書、第87条第1項」に改める。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。